

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	12	担当課	男女参画・子育て支援課
法令名	児童福祉法 児童福祉法施行規則	根拠条項	33 の 7-2 36 の 2	許認可等 の内容	児童相談所長による児童 の縁組の承諾の許可
(関係法令)					
児童福祉法					
〔児童相談所長の未成年後見人選任の請求〕					
第33条の7 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。					
2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第797号の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。					
民法					
（十五歳未満の者を養子とする縁組）					
第797条 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。					
2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。					
児童福祉法施行規則					
第36条の2 法第33条の7第2項ただし書の規定により、児童相談所長が、縁組の承諾をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、都道府県知事に、許可の申請をしなければならない。					
一 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別					
二 養親になろうとする者の本籍、氏名、年齢及び性別					
三 前号の者の家庭の状況					
四 縁組を適当とする理由					
五 第一号及び第二号の者の戸籍謄本					
六 その他必要と認める事項					
2 都道府県知事は、前項の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許否の決定を行い、且つ、その旨を書面をもって通知しなければならない。					